|  |
| --- |
| 羽生市中小企業就労奨励交付金 |
| 申請要領 |

|  |
| --- |
| 令和３年７月  羽生市役所商工課 |

１　事業の目的

　コロナ禍において、市内中小企業等の人材確保を支援し、雇用の創出及び市民の安定就労を促進するため、正規労働者を雇用した事業主等に対し、雇用奨励金を支給するものといたします。

２　対象となる事業主

　以下の要件全てに該当する方が対象になります。

　（１）　以下のいずれかに該当する事業所

　　・中小企業信用保険法第２条に規定する中小企業者

　　・個人事業主

　（２）　市内に事業所を有すること。

（３）　雇用保険適用事業所の事業主であること。

（４）　対象労働者の雇入れ日の前日から過去６月間に、事業主の都合による従業員の解雇をしていないこと。

（５）　市税の滞納がないこと。

（６）　対象労働者を３月以上雇用する見込みがあること。

（７）　対象労働者の雇用にあたり、国、県その他地方公共団体の制度により同種の補助金等の交付を受けていないこと。

（８）　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく店舗型性風俗特殊営業及びそれらに類似する業種を営む事業者に該当しないこと。

（９）　羽生市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していないこと。

３　対象となる労働者

　（１）　事業主に直接雇用されていること。

　（２）　雇用期間の定めがないこと。

　（３）　雇用保険の一般被保険者であること。（介護対象労働者の場合、高年齢被保険者も対象となります。）

　（４）　雇用される事業所で正規雇用契約書を締結すること。

　（５）　申請日に羽生市民として住民登録されていること。

　（６）　勤務地が市内事業所であること

４　支給される交付金の種類

　（１）羽生市中小企業等雇用奨励交付金

　　　事業所に対して、採用した正社員１人につき２０万円

　（２）入社支度金

　　　採用した正社員に対して５万円

　※交付金の支給上限は、１事業所あたり正社員５人を上限とします。

５　申請方法

　　対象となる労働者を正社員として雇用後、1か月以内に申請に必要な書類を揃えて、羽生市役所商工課へ提出してください。

６　募集期間

　　令和3年７月１日（木）から１２月１５日（水）まで

　　※郵送の場合、当日消印有効

　　※予算の上限に達した時点で募集終了となります

７　提出書類

|  |
| --- |
| （１）雇入れから1か月以内に提出する書類（事業所分） |
| ①羽生市中小企業等就労奨励交付金申請書（様式第１号）  ②要件確認書（別紙）  ③対象労働者の雇用契約書又は雇入れ通知書の写し  ④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し  ⑤納税証明書（別紙）  ⑥中小企業事業主であることを確認できる書類  ⑦その他市長が必要と認める書類 |

|  |
| --- |
| （２）労働者を雇用後、1か月以内に提出する書類（入社支度金） |
| ①羽生市中小企業等就労奨励交付金（入社支度金）申請書（様式第２号）  ②本人確認ができる書類の写し |

|  |
| --- |
| （３）支給決定通知後に提出する書類（事業所分、入社支度金共通） |
| ①羽生市中小企業等就労奨励交付金請求書（様式第４号）  ②通帳の写し（表紙＋口座名義人が記載されている通帳の見開きのページ） |

|  |
| --- |
| （４）雇入れから3か月経過後３０日以内に提出する書類（事業所分） |
| ①羽生市中小企業等就労奨励交付金実績報告書（様式第５号）  ②対象労働者の出勤簿の写し（雇入れの日から３か月経過する日までの分）  ③対象労働者の賃金台帳の写し（雇入れの日から３か月経過する日までの分）  ④その他市長が必要と認める書類 |

８　提出方法

　　「７　提出書類」にて、それぞれ定められた添付書類を持参又は郵送により、羽生市商工課に提出してください。

９　交付金の決定通知

　申請書類の審査の結果、就労奨励交付金（入社支度金）を交付する旨の決定をしたときは、羽生市中小企業等就労奨励交付金支給決定通知書（様式第３号の１）を送付します。

　　※申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、申請を却下することがあります。その場合、羽生市中小企業等就労奨励交付金不支給決定通知書（様式第３の２）を送付します。

１０　交付金の振込

　交付決定通知書が送付された後、事業者の方には速やかに羽生市中小企業等就労奨励交付金請求書（様式第４号）と、通帳の写しを市に提出してください。

振込につきましては、請求書到着後、２～３週間を目安に振込を予定しています。

１１　実績報告

　事業者の方には対象労働者を正社員として雇用後３か月を経過後、３０日以内に羽生市中小企業等就労奨励交付金実績報告書（様式第５号）と出勤簿の写し、賃金台帳の写しを市に提出してください。

１２　交付金の申請についての宛先

　〒３４８－００５８　羽生市中央３－７－５

　羽生市役所　商工課　宛

　　※封筒には「羽生市中小企業等就労奨励交付金関係書類」と記入してください。

１３　関係書類について

　申請書等の提出書類につきましては、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課（市民プラザ）、市役所で配布します。

１４　問合せ先

　羽生市役所　商工課

　電話０４８－５６０－３１１１（直通）

MAIL　[shoukou@city.hanyu.lg.jp](mailto:shoukou@city.hanyu.lg.jp)

　問合せ時間　平日午前８時３０分～午後５時１５分

　（土日祝日の問合せは、翌平日に回答いたします。）

１５　主な質疑応答（令和３年６月時点）

【申請全般】

Q　対象となる事業所について教えてください。

Ａ　・中小企業信用保険法第２条に規定する中小企業者

　　・個人事業主

　　・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、

公益社団・財団法人又は組合

　　詳しくは、「別紙１　中小企業信用保険法第２条に定める中小企業者」をご覧ください。

Ｑ　対象とならない事業所について詳しく教えてください。

Ａ　学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人、有限責任事業組合

　　詳しくは、「別紙２　申請対象外となる業種一覧」をご覧ください。

Ｑ　申請に係る費用は自己負担ですか。

Ａ　切手代、送料、コピー代等の、申請手続きに関する費用は自己負担となります。ご了承ください。また、審査の結果、交付できない場合につきましても、自己負担分の返金はございません。

Q　申請を受付した、審査中であるといった途中の段階が分かる手段はありますか。

A　受付状況の分かる手段については、システムを構築していないので、ございません。ご不便をお掛け致します。

Q　今回の交付金は、課税対象になりますか。

A　税法上、益金（個人事業主の場合、総収入金額）に算入されます。

Q　対象労働者の雇用に当たり、国・県からの同様の補助がされた場合、対象となりませんが、どのようなものが挙げられますか。

A　・特定求職者雇用開発助成金…高齢者、障がい者、母子家庭の母などを雇用した場合の助成金（賃金の一部を事業所へ補助する）

【必要書類について】

Q　中小企業事業主であることを確認できる書類について、具体的なものを教えてください。

A　業種、資本金、従業員数が確認できる書類になります。具体的には、会社の登記簿の写し、ホームページの会社概要の写し、法人市民税等確定申告書の写し等になります。

Q　申請時点で提出する「その他市長が認める書類」について、具体的な書類を教えてください。

A　休日を確認できるカレンダー、就業規則や賃金規定の写しの提出をお願いします。

【対象労働者について】

Q　対象とならない労働者について、教えてください。

A　・事業主の代表者又は取締役と３親等以内の親族でない

　（配偶者、親、子、孫、祖父母、兄弟、叔（伯）父叔（伯）母、甥、姪）

　　・雇入れの日の前日から過去１年間、今回雇用される事業所で、雇用、請負、委任の関係があった労働者。

　　・雇入れの日の前日から過去１年間、グループ企業等今回雇用される事業所と関連する企業において就労していた労働者。

　　・既存社員の正社員化

Q　住民登録については、いつの時点を指しますか。

A　申請日において、羽生市に住民登録されていることを指します。この確認は、市で行います。

【外国人を雇用する場合について】

Q　在留資格により、正社員として雇用できる資格とそうでない資格がありますが、具体的な資格を教えてください。

A　・対象となる資格

　　「技術・人文知識・国際業務」「特定技能１号・２号」

　　・対象とならない資格

　　「技能実習」

　　詳細につきましては、市にお問い合わせください。

別紙１　中小企業信用保険法第２条に定める中小企業者について

常時使用する従業員数または資本金の**いずれか一方**が下表に該当していれば対象となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **業種** | **資本金** | **従業員数** |
| 製造業等※１ | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業（飲食業含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医療法人等※２ | ― | 300人以下 |

※１【製造業の対象業種事例】

建設業（測量業、地質調査業、水路測量業を含む）、不動産業（建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業（生命保険、損害保険等）、土石採取業、木材伐採業、鉱業

※２　医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいいます。

下記の業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **業種** | **資本金** | **従業員数** |
| ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | ３億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウエア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅行業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 宿泊業（旅館業を除く）、娯楽業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

(注)家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含みません。

別紙２　申請対象外となる業種一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 対象外業種 | 摘要 |
| 農業 | 次の業種を除く。  ・家畜貸付業　・園芸サービス業　・蹄鉄修理業  以下の業種は、製造加工設備を有するものに限り対象となる。  ・荒茶、仕上茶の製造業　・もやし栽培農業　・蚕種製造業　・蚕種製造請負業　・菌床栽培方式きのこ生産業  ・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業　・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 |
| 林業 | 次の業種を除く。  ・素材生産業及び素材生産サービス業  以下の業種は製造加工設備を有するものに限り対象となる。  ・製薪炭業　・薪請負製造業　・炭焼請負業及び炭賃焼業 |
| 狩猟業 | 全　業　種 |
| 漁業 | 全　業　種 |
| 水産養殖業 | 加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。 |
| 金融業、保険業 | 保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。 |
| 卸売業、小売業（飲食業を除く。）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  （以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する  性風俗関連特殊営業 |
| 飲食業のうち右に該当するもの | 風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。 |
| サービス業のうち右に該当するもの | 取立業（公共料金又はこれに準ずるものの集金・取立業を除く。） |
| 学校 | 学校法人が経営するもの。 |
| 宗教、政治・経済・文化団体その他の  非営利事業及び団体（NPO 法人を除く。）、LLP（有限責任事業組合） |  |